

高崎市指定障害児通所支援事業運営要領

(目的)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業（以下「指定障害児通所支援事業」という。）の実施にあたっては、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）、高崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年高崎市条例第8号）及び高崎市児童福祉法施行細則（平成18年高崎市規則第89号）によるほか、この要領の定めるところによる。

(職員状況の報告)

第2条 指定障害児通所支援事業事業者（以下「事業者」という。）は、毎年4月1日及び10月1日現在の事業所の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧を、5月1日及び11月1日までに提出するものとする。

(現員状況の報告)

第3条 事業者（児童発達支援及び放課後等デイサービスを運営する事業者に限る。）は、毎月1日現在の事業所の利用状況について、「現員状況報告書」（別記様式第1号）により毎月10日までに、報告するものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和6年6月1日から施行する。